
松本市・山形村・朝日村中学校組合議会

第 1 回 臨 時 会

平成 2 9 年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第 1 回臨時会が 7 月 5 日午後 3 時 3 0 分に山形村農場者トレーニングセンターふるさと大ホールに招集された。

平成 2 9 年 7 月 5 日（水曜日）

議 事 日 程

平成 2 9 年 7 月 5 日（水）午後 3 時 3 0 分開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議案第 1 号
教育委員会委員の任命について
報第 1 号
松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について

出席議員（ 1 7 名）

1 番	中 村 賢 郎 君	2 番	清 沢 正 毅 君
3 番	林 邦 宏 君	5 番	齊 藤 勝 則 君
6 番	高 橋 廣 美 君	7 番	北 村 直 樹 君
8 番	平 沢 恒 雄 君	9 番	大 池 俊 子 君
1 0 番	上 条 浩 堂 君	1 1 番	増 澤 武 志 君
1 2 番	西 牧 一 敏 君	1 3 番	大 月 民 夫 君
1 4 番	三 澤 一 男 君	1 6 番	古 川 吉 徳 君
1 7 番	小 林 弘 明 君	1 8 番	上 條 美 智 子 君
1 9 番	青 木 崇 君		

欠席議員（１名）

15番 大瀬 渡 君

説明のため出席した者

副 管 理 者	本 庄 利 昭 君	副 管 理 者	中 村 武 雄 君
副 管 理 者	坪 田 明 男 君	教 育 長	赤 羽 郁 夫 君
教 育 長	上 條 利 春 君	教 育 委 員	根 橋 範 男 君
職 務 代 理		教 育 委 員	森 井 陽 子 君
教 育 委 員	二 茅 芳 郎 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	矢久保 学 君	事 務 局 次 長	小 林 伸 一 君
事 務 局 次 長	麻 田 仁 郎 君	事 務 局 次 長	横 田 則 雄 君
山 形 村		朝 日 村	
教 育 委 員 会	上 條 憲 治 君	教 育 委 員 会	清 沢 光 寿 君
指 導 主 事	濱 中 浩 君	次 長 補 佐	中 村 三 重 子 君
次 長 補 佐	丸 山 丈 晴 君	次 長 補 佐	熊 井 理 英 君
次 長 補 佐	堀 敬 子 君	主 事	深 澤 亮 平 君
中 学 校 校 長	湯 本 武 司 君	中 学 校 教 頭	北 原 文 雄 君

平成29年7月5日（水）午後3時30分開会

開会及び開議の宣告

事務局長（矢久保 学君） それでは、開会に先立ちまして、事務局から報告申し上げます。

松本市議会において、正副議長の改選があり、松本市の副議長が交代となったことに伴いまして、本日、当組合の議長が不在となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条に規定により副議長が議長の職務を行います。

副議長の平沢恒雄議員に議長をお願いいたします。

副議長（平沢恒雄君） ただいまご紹介をいただきました平沢恒雄でございます。

地方自治法第106条の規定により議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

これより平成29年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会を開会いたします。

大瀬議員から欠席の届け出が提出されております。

現在までの出席議員は17名でありますので、定足数を超えております。よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に報告事項を申し上げます。

菅谷管理者は他の公務のため本日の会議に出席できない旨の届け出がなされており、ご承知願います。

また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、管理者の専決処分事項の指定にかかわる報告書が1件提出されております。あらかじめご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元にご配付申し上げてあります議事日程により進めます。

仮議席の指定

副議長（平沢恒雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

今回新たに議員となられた皆様の仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

議長の選挙

副議長（平沢恒雄君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（平沢恒雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（平沢恒雄君） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することにいたします。

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議長に小林弘明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小林弘明議員を松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（平沢恒雄君） 異議なしと認めます。

よって、小林弘明議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小林弘明議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

議長に当選されました小林弘明議員から挨拶があります。

小林弘明議員。

議長（小林弘明君） ただいま松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議長に指名いただきました松本市の小林であります。

大変微力ではありますが、生徒の皆さんの環境をより充実させていくところに皆さんと一緒に力を合わせて頑張っていきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

副議長（平沢恒雄君） これをもって私の職務は終わりました。

皆さんのご協力をいただき無事職務を果たすことができました。誠にありがとうございました。

議長と交代いたします。

（副議長、議長と交代）

議長（小林弘明君） ただいまより議長としての職務を執行いたします。

よろしく願いいたします。

議席の指定

議長（小林弘明君） 日程第3、新たに議員となられた方の議席の指定を行います。

新たに議員となられた皆様の議席は、1番、中村賢郎議員、7番、北村直樹議員、17番、小林弘明、18番、上條美智子議員、19番、青木崇議員。

以上のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（小林弘明君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第32条の規定により議長において、18番、上條美智子議員、19番、青木崇議員を指名いたします。

会期の決定

議長（小林弘明君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林弘明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議案第1号 教育委員会委員の任命について

報 第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正
について

議長（小林弘明君） 日程第6、議案第1号及び報第1号の2件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

本庄副管理者。

副管理者（本庄利昭君） 先ほどご報告がございましたとおり、管理者であります松本市の菅谷市長が本日は他の公務のため出席できませんので、代わりまして、副管理者であります山形村の本庄がご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成29年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはお揃いでご出席をいただきました。深く感謝を申し上げます。また、このたび松本市議会及び朝日村議会常任委員会の改選により、松本市選出の小林弘明議員、上條美智子議員、青木崇議員、朝日村選出の中村賢郎議員、北村直樹議員が新しく組合議員となりました。お喜びを申し上げます。今後とも組合立鉢盛中学校の発展のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、小林弘明議員におかれましては、議長として議会運営にご尽力を賜るわけでありませんが、重ねてお願いを申し上げます。

さて、鉢盛中学校では、自ら考え追求する生徒、誠実に努力したくましくやり通す生徒、厳しく磨き合いやさしく支え合う生徒の3つの教育目標、「思」「誠」「愛」を基本理念に掲げ、その教育目標の実現を目指し、生徒と教師がお互いに成長し合える学校づくりを進めております。

そのために、鉢盛中学校では、主体的で対話的な深い学びについて各教科を通じた活動を展開しております。また、地域の住民の皆さんと学校の目標やビジョンを共有し、地域と一体になって生徒を育む信州型コミュニティスクール鉢盛モデルに昨年より取り組んでおります。私ども組合といたしましては、構成市村の協力と連携のもとに、鉢盛中学校の教育環境のより一層の向上を図ることに努めてまいります。今後とも鉢盛中学校の運営に議員の皆様をはじめ関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第1号及び報告第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号は、教育委員会委員の任命についてでございます。上條利春委員の任期が来る7月26日をもって満了となりますことから、その後任として新たに竹下貴子氏を、森井陽子委員の任期が同じく来る7月26日をもって任期満了となりますことから、その後任として新たに大森志保氏の2名を任命することについてお諮りをするものであります。

次に、報第1号でございますが、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正につきましては、緊急を要し、地方自治法第179条の規定により去る5月30日付で専決処分をいたした条例の改正をご報告申し上げます。

以上2件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（小林弘明君） それでは、質疑、採決に入らせていただきます。

初めに、日程第6、議案第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま理事者から上程議案に対する説明がありました。人事案件1件につきましては、
質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林弘明君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 教育委員会委員の任命について、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林弘明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号はこれに同意することに決しました。

次に、報第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部を改正する
条例についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

なお、説明は着座のままです。よろしくお願いいたします。

麻田事務局次長。

事務局次長（麻田仁郎君） お許しをいただきましたので、着座をさせていただきます。説明させていただきます。失礼いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

報第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正についてでござ
います。

本条例の一部改正につきましては、平成25年に成立しました行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が今回平成29年5月30
日に一部改正されましたことにより、組合議会を開催するいとまがないため、地方自治法第
179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告
し、承認を求めるものでございます。

下段に5月30日付の専決処分書を掲載してございます。

改正文の内容につきましては、5ページに掲載してございますが、根拠法令でございます、
いわゆるマイナンバー法が改正され、条が1条繰り下がったことによりまして、5行目にござ
いますように第15条第2項及び第16条第2項中、第28条を第29条に当該条例中の引用条文
の繰り下げを行うというものでございます。

具体的な改正内容につきましては、6ページをごらんいただきたいと思います。

6ページの補足説明の資料でございますが、2の新旧対照表においてご説明いたします。
左側が現行、右側が改正後でございます。第15条第2項、第16条第2項ともにアンダーラ

インを引いた部分でございます。

第15条第2項は、自己の特定個人情報を法律に違反して収集された場合、もしくは28条に定めるように必要事務の範囲を超えて作成された場合は、実施機関に対して特定個人情報の記録の削除を請求できるというものでございます。

同様に第16条第2項につきましては、自己の特定個人情報が目的外で利用されている場合に、当該目的外利用等の中止を請求できるという内容でございます。

本条例の施行日は専決処分日、平成29年5月30日でございます。

説明は以上でございます。

議長（小林弘明君） これより報第1号に対する質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林弘明君） 質疑がないようですので、これより採決いたします。

報第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部を改正する条例については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林弘明君） 異議なしと認めます。

よって、報第1号は承認すべきものと決しました。

閉会の宣告

議長（小林弘明君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

地方自治法第123条第2項の規定より、ここに署名する。

平成29年7月5日

議 長 小 林 弘 明

副 議 長 平 沢 恒 雄

署名議員 上 條 美 智 子

署名議員 青 木 崇